

江別市保育施設入所選考基準表

1 基礎点数

類型		項目	点数
就労	月150時間以上の就労を常態とする。		10
	月140時間以上150時間未満の就労を常態とする。		9
	月120時間以上140時間未満の就労を常態とする。		8
	月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。		7
	月80時間以上100時間未満の就労を常態とする。		6
	月64時間以上80時間未満の就労を常態とする。		5
出産	妊娠・出産 ※ただし、切迫早産等出産に関して入院、通院又は治療を要する場合は、疾病とする。		8
疾病・障がい	疾病など	入院が1カ月以上に渡ると見込まれるもの	10
		常時病臥	10
		医師により家庭での保育が困難と診断された場合	8
		医師により家庭での保育に支障ありと診断された場合	6
	障がい	精神障害者保健福祉手帳1級・2級、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A（またはAに相当する判定書）の交付を受けている場合	10
	身体障害者手帳3級、療育手帳B（またはBに相当する判定書）の交付を受けている場合	8	
同居親族等の 介護・看護	月120時間以上の介護・看護を常態とする。		8
	月100時間以上120時間未満の介護・看護を常態とする。		7
	月64時間以上100時間未満の介護・看護を常態とする。		6
災害	災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている場合		10
求職活動	保護者の求職活動を理由に保育所を利用する。		4
就学等	技術習得等で、職業訓練学校や大学、専門学校等に通学している場合		就労 の基準を 準用
虐待・DV	虐待（児童相談所長通知が発出された世帯等）		100
	DV（家庭裁判所から保護命令が出された世帯等）		12
市長による特例	この類型中に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とする認められる場合		1～10

2 調整点数

類型	項目	点数	
保護者・世帯条件	ひとり親世帯の場合	12	
	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	2	
	産後休暇・育児休業明けの場合	2	
	保育士等資格保有者が、江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合	月120時間以上の就労を常態とする。	6
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。	5
月64時間以上100時間未満の就労を常態とする。		4	
保護者・世帯条件	入所申請児童の同一世帯員が障がい有している場合	2	
	入所申請児童の祖父母と同居（二世帯住宅を含む。）している世帯。ただし、身体的、年齢的(60歳以上)に保育が不可能な場合、祖父母の就業が理由で保育が不可能な場合は除く。	-1	
	保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合（過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません）	-5	
	希望する保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長を許容できる場合	-10	
児童条件	前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合 ※入所の要件を満たしている場合に限る	100	
	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合	10	
	入所申請児童が障がい有している場合	2	
	食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合	1	
	兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合※2	5	
	兄弟姉妹が既に入所している施設以外に入所を希望する場合※3	2	
	兄弟姉妹と同時に申し込む場合※4	2	
	小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合	1	
転園・卒園	入所申請児童が里親委託されている場合	2	
	年度当初の転園（市内の企業主導型保育施設からの転園を含む）	1	
	兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合※5	5	
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設（受入機能を持つものに限る）への入所を希望する場合	50	
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設（受入機能を持つものに限る）以外への入所を希望する場合	30	
その他	廃止となる認可保育施設からの転園	30	
その他	保育の緊急度が高く、特に配慮が必要な場合	1~100	

※1 保育施設等：認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設、放課後児童クラブ
 ※2、3、4、5は重複した加算は行わないものとする。

3 同点の時の優先順位は次のとおりとする

順位	内容
1	過去保育料に滞納が無い
2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する
3	兄弟姉妹が既に入所している
4	同居者なしのひとり親世帯
5	基礎点数が高い順
6	多子世帯
7	核家族世帯
8	市町村民税の所得割額が低い世帯
9	世帯の状況から総合的に判断

4 利用調整の方法について

調整は下記のとおり行う

- (1) 江別市民を優先とし、合計点数の高い方から順に入所調整を行う（合計点数＝基礎点数＋調整点数）
 ただし、ア・イに当てはまる場合は、江別市民と同様に扱う
 ア 市外在住者である保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合
 イ 江別市に転入予定の場合
- (2) 年度途中の転園希望者の選考については、新規入所希望者を優先する